

県外および海外からの出願手続について

令和4年度県立学校入学者選抜実施要項より抜粋

- オ 志願者が県外の中学校出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。
- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
 - (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。
 - (ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

<以下、県教育委員会HP掲載の関連資料>

1 県外からの入学志願のための許可

志願者が県外の中学校等出身者および海外の日本人学校等出身者は、「県外からの入学志願のための許可願」（第4号様式）を令和4年（2022年）年1月25日（火）までに沖縄県教育委員会教育長に提出し、許可を受けなければなりません。

なお、保護者がすでに沖縄県内に居住している場合はこの手続は必要ありません。

2 手続の流れ

① 沖縄県教育委員会が発行する「入学者選抜実施要項」の確認

（実施要項は、下記記載のホームページ上に公開されています。）



② 志願先高等学校の募集要項を各学校ホームページからダウンロード（もしくは各学校へ請求）

（各高等学校の募集要項は募集年度の10月末日までにホームページで発表）

※各学校に問い合わせの上、郵送を希望する場合、返信用封筒（宛名記載、切手貼付）を同封の上、請求してください。



③ 「県外からの入学志願の許可願」（第4号様式）の提出

保護者が志願者と共に沖縄県内に転居しない場合は、「**県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）**」の提出も必要となります。この場合、身元引受人の方の住民票も一緒に提出します。

提出期間：令和3年12月1日（水）～令和4年1月25日（火）（必着）

※保護者が、沖縄県内に転居しない理由が正当と認められ、身元引受人が確かに保護者に代わり責任を持つことが条件となります。

※様式類は沖縄県教育委員会ホームページ（<http://www-edu.pref.okinawa.jp/>）より、印刷し利用することもできます。

（「沖縄県教育委員会」→「県立学校入試」→「県立高等学校入試」を参照）

送付先、お問い合わせ先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県教育庁県立学校教育課 高校入試担当

tel : 098-866-2715

fax : 098-866-2718

担当のメールアドレス: kisenori@pref.okinawa.lg.jp

※許可願等送付の際は、**94円切手**と**返信用封筒**（送付先にあたる出身中学校名・出身中学校住所を記入）を同封ください。

海外の場合は相当する切手等を同封ください。



④ 許可願等の受取・内容確認・志願許可

（許可の欄に沖縄県教育委員会教育長の印を押印し、沖縄県教育委員会から出身中学校へ送付）



※書類の不備、内容確認のため、中学校へ問い合わせすることもあります。

⑤ 中学校を通じて志願先高等学校へ出願 出願期間：2月上旬（令和4年度は2月8日・9日）

志願先高等学校へ出願書類とともに、許可願（誓約書や住民票があればそれも合わせて）も送付します。

3 その他（第4号様式記入にあたっての注意事項等）

①【入寮希望者に関する注意】第4号様式の「予定住所」の欄については、「県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書」（誓約書）における確約要件にあるとおり、身元引受人の住所になります。（本手続き段階においては、未確定である寮の住所は記載しないで下さい。）

②第4号様式の「志願の理由」の欄については、次のことも踏まえて、志願理由を記載すること。

- ・保護者転勤や移住等の事情
- ・（保護者ともに沖縄県へ転居しない場合）転居できない事情、どういう形で学校へ通い沖縄で生活するのか、身元引受人との関わり方など

③志願先高等学校への出願にあたっては、各高等学校の募集要項に基づいて手続きを行ってください。

※沖縄県教育委員会ホームページ <http://www-edu.pref.okinawa.jp/> より、本案内の「入試要項及び出願書類ファイル」からダウンロードして、利用することもできます。